

第 1 3 号議案

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 2 月 1 3 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

期末手当の額を改めるとともに、令和 2 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置を定める必要がある。

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の177」に、「100分の175」を「100分の183」に改める。

附則に次の1項を加える。

15 令和2年3月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の40」とする。

附 則

この条例は、令和2年3月1日から施行する。